

税務相談室

従業員のレク費用

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：病医院で支出するレク費用等で必要経費にならない場合もあると聞きましたが、どういう場合でしょうか。その他、福利厚生費関係についてその内容を教えてください。

お答え：福利厚生費とは、従業員の慰安、保健、療養、修養などのために支払う費用をいいます。また、レクリエーションのために社会通念上一般に行なわれている会食、旅行、演芸会、運動会等の行事について使用者が負担した必要かつ妥当な範囲内の支出であれば必要経費となります。

一般的に、福利厚生費とは、従業員の社会保険、保健衛生、慰安修養等のために必要とする積立の費用をいいますが、そのうち、福利厚生費として必要経費となるものは、社会通念上一般に行なわれるもので、必要かつ妥当な支出金額です。

病医院において必要経費になると考えられるものを示してみましよう。

1. 法定福利厚生費

法律の規定によって事業主が負担する、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等。

2. 1以外の福利厚生費

① 従業員の慰安のための費用。この場合、参加者を限定した場合や、不参加者に、参加に代えて金銭を支給した場合には、その行事の全部が福利厚生費とはならず、その行事に参加した従業員全員の“給与”となり源泉徴収の対象となりますのでご注意ください。ただし、事業の必要に基づき参加できなかった従業員、例えば“当直看護師”に対する金銭の支給は、その人だけが給与所得となり他の参加者には影響しません。

② 病医院の行事費用。病医院の創立記念、新築落成等のために一律に従業員に支給する記念品の費用で、記念品としてふさわしいものであり、かつ処分見込額が10,000円

以下であるものです。

一定期間ごとに行われる記念については、おおむね5年以上の期間ごとに支給されるものとなっています（所法基通36-22）。

③ 従業員の慶弔等の費用。従業員の慶弔や永年勤続表彰に際し、一定の基準で支給される記念品で、その金額が社会通念上相当と認められる範囲内の記念品です。その場合、その表彰が、おおむね10年以上の勤続者を対象とし、2回以上の表彰者については、おおむね5年以上の間隔で行われることが必要です。

④ 従業員の親睦会等への援助費用。この場合、事業主が単に親睦会等への支出だけでは必要経費とはならず、親睦会等が実際に支出した額に限り必要経費とされます。このため、親睦会等では、責任者を決めて出納関係を明確にする必要があります。また、その金額を受けた親睦会等がその金銭を分配した場合は当然給与になります（参考：法人税法基通14-1-5）。

3. 福利厚生費以外で必要経費となるもの

① 保険料等。満期返れい金のないもので、使用人を被保険者とする生命保険、傷害保険、身体・生命を目的とする共済契約の掛け金を支払った場合や上の保険料以外の保険料、共済掛金で月額または月割額が300円以下の金額を負担した場合（所法基通36-32）。

② 創業記念功労金。創業記念日に支給する記念品については、2-②でご説明したとおり、処分見込価格10,000円以下のものであれば福利厚生費になりますが、10,000円を超える記念品または〇〇年永年勤続者に金一封として贈呈された現金は福利厚生費とはならず、給与として源泉徴収の対象となります。支給した事業主は給与として事業の必要経費になりますから、事業所得計算上は同じ結果ですが、従業員の税金は増えることとなります（所法基通36-21、36-22）。

「税務相談室」をご執筆いただきました当会顧問税理士留目正氏におかれましては、去る3月14日に急逝されました。昭和54年・第468号から本号まで、大変参考となる税務上の諸点を簡潔、明瞭に解説していただきましたことに心から感謝申し上げますとともに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。